

令和6年度保育所等利用申込みのご案内

保育所、認定こども園（保育所機能）、小規模保育事業（以下これらを「保育所等」といいます。）は、保護者（母親、父親、同居のパートナー等）が保育を必要とする事由に該当する場合に利用できます。

幼児教育や集団生活に慣れさせるためという理由だけでは、保育所等を利用することはできません。

1 保育所等について

(1) 保育所

保育を必要とする事由がある保護者に代わり、0歳から小学校就学前までの児童を保育する児童福祉施設です。

(2) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。保護者の就労状況等によらず利用することができる部分もあり、就労状況等が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用することが可能です。

(3) 小規模保育事業

20人未満の少人数単位で、主に0歳から2歳児までの児童を預かる保育事業です。比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を受けられます。

2 利用申込の対象となる児童

(1) 令和6年度入所を希望する0歳から5歳（令和6年4月1日時点の年齢）の児童。

(2) 保護者が「保育の必要性の認定」に該当する。

(3) 日置市に居住している（利用希望日より前に本市へ引越す予定の方も含みます。）

※日置市以外に居住する児童が本市内の保育所等の利用を希望する場合は、居住地の市町村へお申し込みください（申込用紙等は、居住地の市町村へお問い合わせください）。

3 保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定（以下「保育認定」といいます。）を受けていただく必要があります。

(1) 保育を必要とする事由

保育認定を受けられるのは、保護者全員が下記「保育認定早見表」のいずれかの事由により、家庭において児童を保育することが困難な場合です。

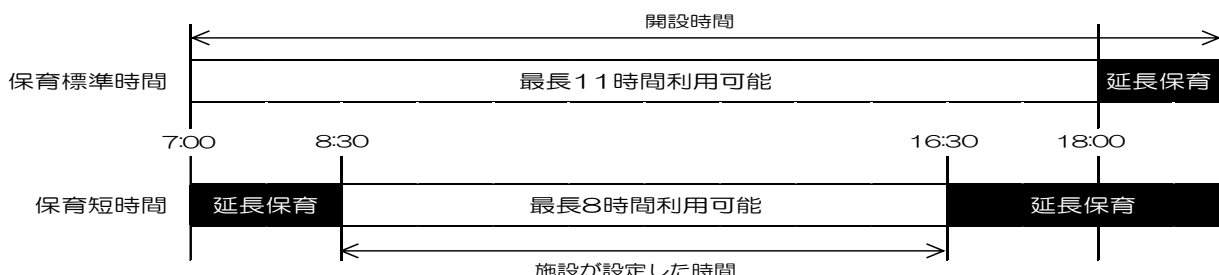
(2) 保育を利用できる時間（保育必要量）

保育認定を行うと同時に、保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、保育標準時間と保育短時間の2種類があり、保護者の保育を必要とする事由により認定します。

なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定できます。

【保育を利用できる時間のイメージ】



※各施設によって延長保育の時間等は異なります。

- (3) 認定（申し込み）にあたって必要な書類（保育を必要とする証明書）
 保育を必要とする証明書は下記「保育認定早見表」を参照してください。
- (4) 保育認定の有効期間

※保育認定の有効期間は下記「保育認定早見表」を参照してください。

※児童が満3歳未満の場合、有効期間は、児童が満3歳に到達する前日までとなります。この場合、満3歳到達後、翌年度4月に新たな支給認定証を送付します。

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、有効期間内であってもその時点で終了します。

【保育認定早見表】

保育を必要とする事由	保育必要量		認定にあたって必要な書類 (★は市の様式があります)	有効期間
	標準時間 (※1)	短時間 (※2)		
①就労				
月48時間～120時間未満		○	★就労証明書	最長、就学前まで
月120時間以上	○			
②妊娠・出産	○	○ 希望により可	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる箇所）	※3
③保護者の病気・けが・障がい	○	○ 希望により可	★診断書又は障がい者手帳 (障がいの内容や等級が分かるもの)	最長、就学前まで
④同居親族等の介護・看護				
月48時間～120時間未満		○	①介護を受けている方の障害者手帳又は介護保険被保険者証のコピー等 ②★タイムスケジュール	最長、就学前まで
月120時間以上	○			
⑤震災、風水害、火災など災害の復旧	○	○ 希望により可	罹災証明書	最長、就学前まで
⑥求職活動		○	★求職活動申立書	※4
⑦就学（大学、専門学校、職業訓練校など）				
月48時間～120時間未満		○	①在学証明書 ②時間割の分かる書類	卒業予定日又は修了予定日の月末まで
月120時間以上	○			
⑧ 虐待や配偶者等からのDVのおそれ	○	○ 希望により可	※5	最長、就学前まで
⑨ 育児休業中の継続理由		○	★育児休業証明書	市が認める期間まで
⑩ 市が認める上記に類する状態にあるとき	○	○	※5	市が認める期間まで

※1 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）利用できます。

※2 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間まで）利用できます。

※3 母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで

※4 効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで

※5 オンライン申請時は書類の添付は必要ありません。（申請後、聞き取り等を行い、必要に応じて書類を用意していただきます。）

4 利用申込に必要な書類

(1) 3の(3)の書類 様式は以下のURLからダウンロードいただけます。

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/jifuku/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodate/shinsesho/hoikujonado.html>

(2) 税額を証明するもの（状況に応じて必要）

(3) その他必要とする書類（状況に応じて必要）

※書類提出後、記載事項（就労時間・住所・世帯構成等）に変更が生じる場合や税額等に変更があった場合は、必ず届け出てください。

5 令和6年4月入所申込の受付期間（新規申込・転園）

(1) 第1期 令和5年11月15日（水）から令和5年12月14日（木）まで

(2) 第2期以降及び5月以降の年度途中入所については、日置市HPに掲載します。

6 申込方法

お申し込みをご希望の方は、下記二次元コードからアクセスしてください。

<https://logoform.jp/f/lZboY>



スマホのカメラ
で読み取ってご
利用ください

ご自宅で申請ができない方は日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係にて申請ができます。

認定こども園の幼稚園機能の利用については、園に直接お申込みください。

7 利用決定のお知らせについて

利用決定通知書等をご自宅へ送付します。なお、認定事務が集中するために時間を要することから、通知書は2月末（第1期申込分）に送付予定です。

8 保育所等利用決定後の辞退・退所について

(1) 利用決定後に利用を辞退される場合は、必ず「辞退届」を日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係へ提出してください。

(2) 利用後退所される場合は、退所予定日1週間前までに、日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係に「退所届」を提出してください。退所届は、下記、URLからオンラインで申請もできます。

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/jifuku/hoikushotetuduki.html>

なお、提出が遅れた場合、その日数分の保育料をいただくこととなりますのでご注意ください。

10 保育料について

保育料は、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）及びその世帯の市町村民税課税額により決定します。

保育料の切替時期については、4月から8月までが前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月から3月までが当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。

※毎年9月が保育料の切替時期です。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯の3歳～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児は保育料が無償化されます。

所得別保育料一覧はこちらから↓

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/jifuku/hoikuryo.html>

11 保育料の決定に必要な書類

保育料の決定については、保護者の市町村民税課税額を確認するために、市町村民税の課税台帳を閲覧します。

12 保育料の納入

保育所の保育料の納入は、口座振替をご利用ください。通帳と届印をご持参のうえ預貯金口座のある金融機関でお手続きください。

また、「保育料納入通知書」により、最寄りの指定金融機関・コンビニエンスストア等で納入していただくこともできます。

認定こども園及び幼稚園の保育料については、施設の定める方法で、各施設に納入してください。

13 その他

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがあります。保育認定を取り消されると、保育所等の利用ができなくなります。

やむを得ず休園した場合又は自己都合により登園できなかった場合は、保育料は日割計算されませんので、あらかじめご了承ください。

利用後、申請事項（勤務先・住所・世帯構成等）に変更が生じる場合や税額等に変動があった場合は、必ず日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係に届出をしてください。

お問合せ先

日置市役所こども未来課子ども福祉係	電話 201-3421
東市来支所地域振興課福祉係	電話 274-2113
日吉支所地域振興課福祉係	電話 292-2113
吹上支所地域振興課福祉係	電話 296-2113